

# 平成26年度野菜農業振興事業の公募について

## 1 公募の実施について

野菜農業振興事業の事業実施主体について、より公平性、透明性が確保された選定過程を経たものとするべく、契約野菜収入確保モデル事業を実施することとなった平成23年度から公募制を導入した。

- 具体的な公募の手法については、農林水産省を参考に、補助事業に係る第三者委員会のご意見を踏まえつつ、機構が公募要領を定めることとしたところ。
- 26年度公募対象事業
  - 1 契約野菜収入確保モデル事業
  - 2 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

## 2 具体的内容

### (1) 公募の手順

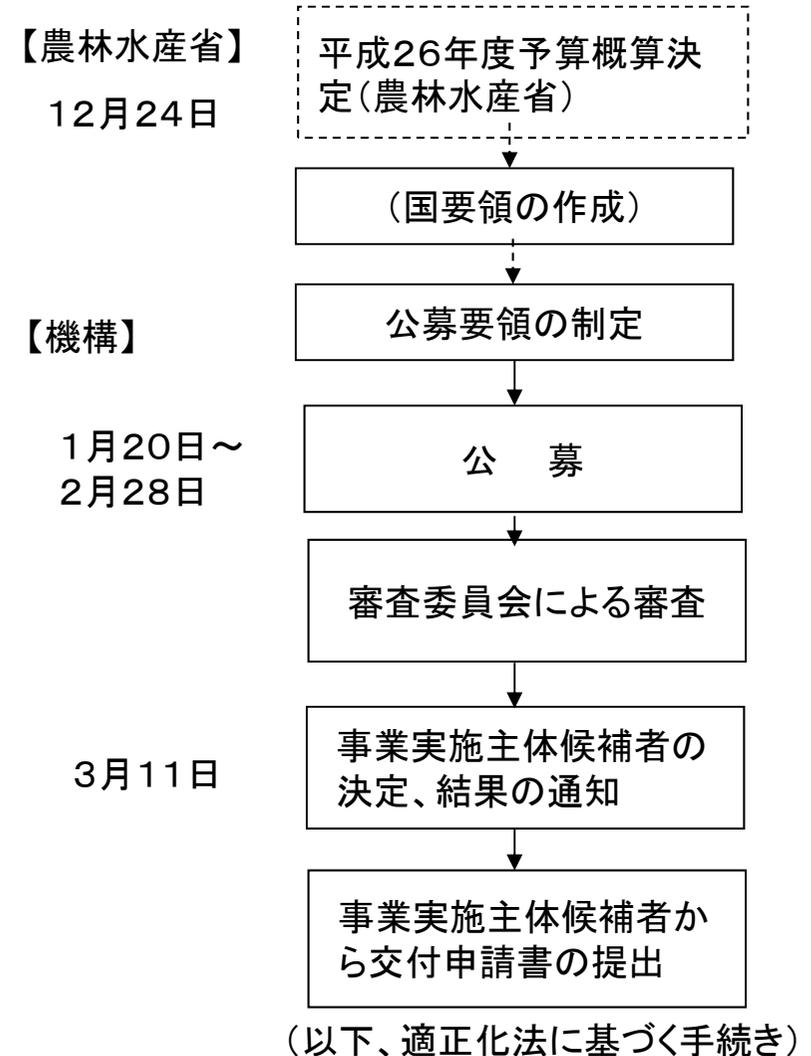
#### ① 公募日程

- ・ 国の方針(予算措置)予定を踏まえ、機構は速やかに「公募要領」を制定のうえ、事業実施主体候補者を公募する。
- ・ 公募はインターネット等を活用し、広く周知を行う。
- ・ 公募の公平性確保の観点から、事前の周知に努めるとともに、十分な公募期間を設ける。
- ・ 年度途中において追加の公募を実施する場合も、同様の手順とする。

#### ② 審査委員会の設置、審査

- ・ 国の農業競争力強化対策民間団体事業にならい、外部委員及び機構職員からなる「審査委員会」を機構に設置。
- ・ 審査委員会は、各公募事業について審査を行い、その結果を機構理事長へ報告する。
- ・ 機構理事長は、事業実施主体候補者を最終決定し、候補者から別途提出される交付申請書を審査の上、補助金の交付を決定する。

### 野菜農業振興事業における事業実施主体候補者の選定の流れ (契約野菜収入確保モデル事業の第一次公募のケース)



## (2) 公募の対象等

### ① 公募対象事業

野菜農業振興事業の内容、事業実施主体が国の事業と同様に多岐にわたっているため、事業の執行方式については、農林水産省が定めている「民間団体を補助対象とする事業の執行方法について」に準ずる。

公募する事業の内容等については、国が企画・立案した事業の目的、内容等を踏まえて決定し、公募要領に具体的に明記する。

### ② その他

事業実施期間が複数年にわたる事業については、事業内容の大きな変更がなければ、原則として同一の事業実施主体が継続して実施する。(事業の創設年度に事業実施主体候補者を公募)

なお、同一事業について、次年度予算措置された場合は、その都度、事業実施主体を公募により追加決定する。

### (参考) 農林水産省の基準

#### 民間団体を対象とする補助事業の執行方式について

##### (1) 原則として公募方式とする。

なお、公募により事業実施主体を決定するに当たっては、担当部局に第三者委員会(選定審査委員会(仮称))を設け、同委員会による審査を経るものとする。

##### (2) 公募方式によりがたい以下の事業については、団体を特定した補助事業方式を採用することができるものとする。

###### ① 法令により事業実施主体が特定されている補助事業

② 特定の継続的な政策を実施するために設立された法人(法人格なき団体を含む。以下同じ。)に対して、当該政策を実施するために必要な経費を交付する補助事業

③ 一定の地域的なまとまりをもって事業が実施されることが、補助目的を達成する上で不可欠な補助事業であり、当該地域内において当該事業を実施可能な法人が複数存在することは、事業の性格、又は要件上あり得ない補助事業

###### ④ 次のすべての要件に該当することが明らかな補助事業

ア 営利を目的とする法人が実施することが、著しく公益性を損ない、事業の円滑な推進に支障をきたすこと

イ 交付先が法人格を有していること

ウ 他の法人には、定款その他の規定上、当該事業を行う権能が与えられていないこと

### (3) 審査の手順等

#### ① 審査の観点

審査委員会は、応募者について、原則として、以下の観点から事業実施主体候補者としての適格性を審査する。

- 1) 応募書等に必要な内容が全て記載されているか
- 2) 事業が遂行可能な人員の確保がなされているか
- 3) 過去3か年に補助金等の交付決定の取消の原因となる行為がないか

なお、予算枠を上回る応募があった場合の選定方法は、応募案件ごとにポイントを付け、合計ポイントの高い順に優先順位を付けて採択するなど、事業ごとに定めている。

#### ② 審査の実施

審査の過程は非公開とし、応募者から提出された申請書等に基づき行うほか、必要に応じて応募者からのヒアリングを実施する。

#### ③ その他

- ・ 公募期間内に予定数の応募者が現れない等の場合は、再度追加的に公募する。

## (4) 公募要領に定める内容

公募対象事業ごとの公募要領に、下記の事項を定めている。

### ○ 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

- ① 趣旨
- ② 推進事業の内容
- ③ 事業実施主体(要件)
- ④ 対象品目
- ⑤ 取組期間
- ⑥ 助成単価等(助成単価、事業対象面積)
- ⑦ 補助要件
- ⑧ 事業の実施基準
- ⑨ 対象契約
- ⑩ 成果目標
- ⑪ 応募手続
- ⑫ 事業実施主体候補者の選定  
(審査の方法・手順、審査の観点等)
- ⑬ 事業実施主体の責務等  
(推進事業の推進、フォローアップ等)
- ⑭ 事業採択のポイント
- ⑮ 応募書の様式
- ⑯ 事業実施計画書の様式

### ○ 契約野菜収入確保モデル事業

- ① 趣旨
- ② モデル事業の内容
- ③ 対象品目
- ④ 事業実施主体(要件)
- ⑤ モデル事業の対象となる契約等
- ⑥ 事業実施期間等
- ⑦ 事業実施主体候補者の選定に係る採択要件
- ⑧ 応募手続
- ⑨ 事業実施主体候補者の選定  
(予算枠、審査の方法・手順、審査の観点等)
- ⑩ モデル事業の手続
- ⑪ 収入補填タイプの積立金額及び交付金の額
- ⑫ 出荷促進タイプ積立金額及び交付金の額
- ⑬ 数量確保タイプの積立金額及び交付金の額
- ⑭ 重複申請の禁止等
- ⑮ 事業実施主体の責務等  
(モデル事業の推進、交付金の経理管理等)
- ⑯ 応募書の様式